

## 特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県岩国市周東町祖生2910に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県のスポーツ団体として、ハンググライダー及びパラグライダー（以下ハング・パラグライダーという）の普及及び振興を図り、清掃活動、スポーツ活動、町興し村興し活動を推進し、町の情報をホームページで公開し、この地域の振興を図りスポーツマンとしての心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) こどもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①ハング・パラグライダーに関する情報の収集と提供を行う。
- ②この法人の所在する地域にてハング・パラグライダーの競技会を開催する。
- ③この法人の所在する地域にてハング・パラグライダーの活動をする。
- ④高照寺山フライトエリアの管理・運営
- ⑤地域の要請による農作業などの労働力の提供
- ⑥その他この法人の目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ①地域の要請によるバザーなどでのグッズの販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及びスクール会員（スクールの代表者）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及学生

#### (2) スクール会員

この法人の別に定める手続きにより「高照寺山フライトエリア使用に関する契約」を行ったスクール（団体の代表者）

前高照寺山スカイセーリング友の会で締結された「高照寺山フライトエリア使用に関する契約」はこの法人でも有効とする。

#### (3) 利用会員

この法人の会員ではなく、広島市ハンググライディング連盟に所属した会員が、この法人の施設を利用するために1日もしくは数日間この法人の施設を一時的に利用する個人

#### (4) 名誉会員

この法人にたいして功労のあった者、又は有識経験者、著名な地域人であって、理事会において名誉会員として推薦された個人

#### (入 会)

第7条 会員になろうとする者及び団体の代表者は、必要な書類とともに入会申込書を、この法人の理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

3. 会費及び入会金はこの法人の規約に従うこと。

4. 入会金及び会費の額を変更する場合には、総会の決議を経て別に定める。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は、会員である団体が解散したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納した時。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。この場合、理事長は、議決の前にその会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の定款等に違反したとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事5名

(2) 監事1名

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3. 理事の業務を補佐するために顧問を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事、監事および顧問は、理事会において選任し総会に諮る。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 理事及び監事は第5条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業の役員であってはならない。

5. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

6. 理事及び監事は原則として会員から選ばれる。ただし理事会の承認を得ることで理事及び監事を各1名を限度として会員以外から理事及び監事を選出できる。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人

の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事及び各種委員会の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(顧問の職務)

第16条 顧問はこの法人の業務に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この法人の運営、宣伝に関しての相談役とし、将来この法人の発展に寄与すること。

(任期等)

第17条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 前項の規定に係らず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員及び正会員は無給とする。

2. 理事長の要請により、役員及び正会員には、その職務を遂行するにあたり要した費用

を弁償する事が出来る。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

4. スクール会員（代表者のみ）に対しては、この法人の理事長が依頼した事業を遂行することにより、その成果として法人より決められた報酬を得ることが出来る。

（事務局）

第21条 この法人の、事務局については理事会において別に定める。

## 第5章 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

## 第6章 総会

（種別）

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第26条 総会は、正会員及びスクール会員（以下、両者を併せて「社員」という。）をもって構成する。

（機能）

第27条 総会は以下の事項について決議する

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業計画及び活動予算ならびに、その変更。

（5）事業報告及び活動決算

（6）役員を選任又は解任、職務及び報酬

（7）入会金及び会費の額

（8）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第56条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（9）事務局の組織及び運営

（10）その他運営に関する重要事項

（開催）

第28条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、第28条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第28条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会することが出来ない。

(議決事項)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第33条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した社員は、第31条、第33条、及び第35条第1項第2号及び第57条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第38条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第38条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決事項)

第41条 理事会における議決事項は、第39条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第42条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第43条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第42条及び第44条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 第48条 この法人の資産は、次の各号掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品



- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第52条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、に予算中備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第53条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の2分の1以上

の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
  - (2) 資産に関する事項
  - (3) 公告の方法
- (解散)

第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

本定款は、当法人の定款に相違ない

平成 年 月 日

山口県岩国市周東町祖生2910番地

特定非営利活動法人高照寺山スカイセーリング

理事長 正井 滋 印